

神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター設置要項新旧対照表（案）

（新）

第1条 （同右）

第2条 （同右）

第3条～第13条 （略）

（設置期間）

第14条 センターの設置期間は、平成25（2013）年4月1日から 2025年3月31日までとし、2024年度に見直しを行う。

（雑則）

第15条 （同右）

附 則（令和4年月日）

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

（旧）

（設置）

第1条 神戸大学大学院理学研究科に、附属センターとして神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター（以下「センター」という。）を置く。

（目的）

第2条 センターは、惑星科学に関する知見の集積と人的交流の場を形成し、もって惑星科学に関する学術研究水準の向上と世界に活躍する人材の育成を目指すとともに、開かれた国際共同利用研究センターとして機能することを目的とする。

第3条～第13条 （略）

（設置期間）

第14条 センターの設置期間は、平成25（2013）年4月1日から 2022年3月31日までとし、2021年度に見直しを行う。

（雑則）

第15条 この要項に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議に基づき、理学研究科が定める。